平成２１年（フ）第２５３４号
福岡市東区名島４丁目22番27―102号
債務者　平野　勝久
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５６７号
福岡市博多区麦野４丁目26番28号
債務者　松田みどり
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５７０号
福岡市博多区東比恵３丁目33―26
債務者　田中　啓一
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６０４号
福岡市南区清水１丁目２番４―303号
債務者　藤原　聖美
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６２５号
福岡市南区大楠３丁目３番８号
債務者　村上　信治
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６２６号
福岡市南区大楠３丁目３番８号
債務者　村上　和子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６６０号
福岡市東区和白東１丁目20番11―404号
債務者　森　　博子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６７６号
福岡市南区長住５丁目15番712号
債務者　中村　廣喜
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６８０号
福岡県春日市上白水４丁目19番地エクレール春日Ⅱ601号
債務者　小島　保弘
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７１２号
福岡市中央区今泉２丁目４番59―1002号
債務者　野口　幸夫
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７２４号
福岡市西区石丸１丁目９番８―202号
債務者　東　　卓也
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７６０号
福岡県福津市若木台３丁目11番地の14
債務者　山口　直輝
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７６６号
福岡市城南区田島４丁目24番40―606号
債務者　美間坂良武
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７６７号
福岡市東区千早１丁目９番２―406号
債務者　山崎　節子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７９２号
福岡市博多区博多駅東１丁目４番８―901号
債務者　上田摩衣子（旧姓山口・岩永・鬼海）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７９４号
福岡市早良区原団地12番305号
債務者　東　敬一郎
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８２４号
福岡市東区箱崎４丁目27番21号
債務者　山内千賀子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８４０号
福岡市城南区長尾５丁目18番７号
債務者　長岡　史晃
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部